

監査の結果に基づく措置について

地方自治法第199条第14項の規定により、千歳市長から令和2年度定期監査（第3回工事監査）の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和3年6月16日

千歳市監査委員 千葉 英 二

千歳市監査委員 五十嵐 桂 一

課	指摘事項	講じた措置
総務部総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気工事士の有資格者が実施しなければならない電気配線の修繕において、有資格者の在籍しない業者に対し業務を発注していた。（実際の修繕においては、受注者から有資格者のいる業者に再委託されており、電気工事士法上の問題はない）【西庁舎照明施設修繕】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務発注の際に、各工種に対応する有資格者の在籍状況を有資格者名簿等で確認し、適正な業務実施に努めるよう課内で周知徹底を図った。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約書により定められている受注者からの修繕完成通知を受領していなかった。【本庁舎照明LED化修繕】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該受託業者へ通知漏れの指導を行うとともに、再発防止に向け、適正な事務の執行に努めるよう課内で周知徹底を図った。</li> </ul>

(担当：総務部総務課)